平成２３年（フ）第３７３号
千葉市中央区蘇我５丁目４番２号　Ｆ．Ｉ．Ｓ．蘇我寮313号
債務者　齊藤　直己
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４４８号
千葉市若葉区桜木４丁目13番13号　シティハイツトヨダⅡ201号
債務者　櫻木　昭二
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４４９号
千葉市若葉区桜木４丁目13番13号　シティハイツトヨダⅡ201号
債務者　櫻木　泰子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４５３号
千葉県浦安市東野２丁目31番７―207号　ローズアパートＢ棟
債務者　平山　　弘
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４９７号
千葉市緑区誉田町２丁目16番地31
債務者　辻　　勇佑
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５６８号
千葉市美浜区高洲３丁目１番１棟324号
債務者　川島三千夫
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５３号
長野県上田市下塩尻387番地６　サンパティーク102号
債務者　坂下　　貢（旧姓勝野）
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第３３号
長野県茅野市ちの2677番地１　ガーデン永明Ｂ棟201号
債務者　清水真保子（旧姓巣山）
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第２２４号
兵庫県姫路市保城937番地８
債務者　高橋　澄子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１８３号
奈良市大宮町３丁目１番18―705号
債務者　奥野　榮三
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第７４号
鳥取県鳥取市賀露町南４丁目16番15号
債務者　宮脇夕香里
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８６号
鳥取県八頭郡八頭町下門尾19番地
債務者　大嶋　嘉之
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８８号
鳥取県鳥取市松原403番地
債務者　髙田貴美子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４４号
広島市安佐南区沼田町大字伴5062番地の31
債務者　森川　理恵
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５６号
広島市佐伯区美鈴が丘西４丁目20番12号
債務者　坂倉　立雄
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３９０号
広島県安芸郡府中町浜田１丁目４番13―305号
債務者　井上　　昇
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３９６号
広島市安佐南区緑井３丁目36番12号
債務者　笹木　裕子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　広島地方裁判所民事第４部